

令和5年第4回国東市議会定例会 提出議案

議案 第67号	令和5年度国東市一般会計補正予算(第5号)	P 1
議案 第68号	令和5年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第2号)	P 2
議案 第69号	国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	P 3
議案 第70号	国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	P 5
議案 第71号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 6
議案 第72号	国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 8
議案 第73号	指定管理者の指定について (対象施設：鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設)	P 10
議案 第74号	大分市と国東市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約について	P 11

議案 8件

計 8件

議案第 67 号

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 68 号

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 69 号

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 20 年国東市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を「第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第 20 条第 2 項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「もの」の次に「以下「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は高齢者部分休業(年齢が 55 歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の 1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)」を加える。

第 25 条第 3 項中「第 5 条」を「第 4 条、第 6 条」に、「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 当分の間、改正後の国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 2 条第 1 項及び第 25 条第 3 項の規定については、暫定再任用職員(国東市職員の定年

等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年国東市条例第26号)附則第11項に規定する暫定再任用職員をいう。)を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

提案理由 地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるの
で提出する。

議案第 70 号

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 24 年国東市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号オ中「第 1 項」の次に「、又は第 10 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 71 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 1 号」を「利用している同号」に、「保育施設の法第 19 条第 1 号」を「保育施設の同号」に改め、同条第 3 項中「利用している法第 19 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に、「保育施設の法第 19 条第 2 号」を「保育施設の同条第 2 号」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 8 条中「保育必要量」の次に「(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「時間、」を「時間並びに特定教育・保育の」に改める。

第 35 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 19 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に、「教育・保育給付認定子ども」

と、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を「教育・保育給付認定子ども」と、」に改める。

第 36 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 1 号」を「利用している同条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 19 条第 1 号又は」を「同条第 1 号又は」に改め、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第 37 条第 1 項中「第 28 条」を「第 27 条」に、「第 31 条」を「第 27 条」に、「第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)」に」を「同号において同じ。)」に」に改める。

第 39 条第 2 項中「当該特定地域型保育事業所の法第 19 条第 3 号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 48 条中「の定員」を削る。

第 51 条第 2 項中「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 号又は第 3 号」を「同号又は同条第 3 号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 52 条第 2 項中「法第 19 条第 3 号」を「同条 3 号」に改め、同条第 3 項中「限る。)」と」の次に「、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と」を加える。

(国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 72 号

国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国東市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年国東市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び特定環境保全公共下水道事業」を「、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業」に改める。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 下水道事業の名称及び区域等は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道施設

名称	国東市国東町公共下水道
区域	国東市国東町公共下水道区域内
終末処理施設の 名称及び位置	名称 国東市国東浄化センター 位置 国東市国東町鶴川 1625 番地 1

(2) 特定環境保全公共下水道施設

名称	国東市国見町特定環境保全公共下水道
区域	国東市国見町特定環境保全公共下水道区域内
終末処理施設の 名称及び位置	名称 国東市国見浄化センター 位置 国東市国見町伊美 3615 番地

名称	国東市武蔵町特定環境保全公共下水道
区域	国東市武蔵町特定環境保全公共下水道区域内
終末処理施設の 名称及び位置	名称 国東市武蔵東部浄化センター 位置 国東市武蔵町古市 133 番地 1

名称	国東市安岐町特定環境保全公共下水道
区域	国東市安岐町特定環境保全公共下水道区域内
終末処理施設の 名称及び位置	名称 国東市安岐浄化センター 位置 国東市安岐町馬場 1120 番地

(3) 農業集落排水施設

名称	国東市安岐町朝来地区農業集落排水施設
区域	国東市安岐町朝来及び明治の小俣・中野
処理施設の名称 及び位置	名称 朝来浄化センター 位置 国東市安岐町朝来 2459 番地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(国東市特別会計条例の一部改正)
- 2 国東市特別会計条例(平成 18 年国東市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条第 1 項第 2 号中「及び特定環境保全公共下水道事業」を「、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。
(国東市農業集落排水施設条例の一部改正)
- 3 国東市農業集落排水施設条例(平成 18 年国東市条例第 192 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条第 1 項中「設置及び」を削る。
第 2 条を次のように改める。
第 2 条 削除

提案理由 農業集落排水事業について、令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務適用を行うことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 73 号

指定管理者の指定について(対象施設：鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
大分県大分市末広町 2 丁目 3 番 22 号オーシー第 2 ビル 2F
株式会社 O C A D
代表取締役社長 阿部 智徳
3. 指定管理者に指定する期間
令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

提案理由 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設の指定管理者として、「株式会社 O C A D」を指定したいので提出する。

議案第 74 号

大分市と国東市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定により、大分市と国東市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約を次のように定めることについて協議したいので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

国東市長 松 井 督 治

大分市と国東市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、大分市(以下「甲」という。)と国東市(以下「乙」という。)との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第 2 条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を甲に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用される旨を公表するものとする。

提案理由 公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を大分市に委託するにあたり、議会の議決が必要であるため提出する。